

394	韓通	汾州	〃	〃	韓旺↓韓通	嫡長男	〃
393	李旺	汝陽県	天策衛指揮僉事	〃	李昇↓李旺	親弟	七三—三二〇
392	張義	〃	〃	征進未回	張深↓張義	〃	〃
391	賈興	密雲県	〃	征傷	賈興↓賈斌	〃	一二四
390	田春	滕県	〃	征進未回	田祥↓田春	〃	一一九
389	獅義	山後人	〃	征傷	獅義↓獅峪	〃	一一八
388	邢榮	〃	〃	〃	邢福祥↓邢榮	嫡長男	一一六
387	曹長寿奴	武定州	〃	〃	曹榮↓曹長寿奴	嫡次男	〃
386	李剛	〃	〃	〃	李勝↓李剛	〃	一一四
385	張原	大興県	副千戸	〃	張宣↓張原	〃	一一二
384	李雄	陽信県	百戸	〃	李瑛↓李雄	〃	一一〇
383	趙鑑	商河県	〃	〃	趙亨↓趙鑑	〃	一〇五
382	信敬	新城県	副千戸	〃	信広↓信敬	嫡長男	一〇二
381	潘貴	興化県	指揮使	〃	潘海↓潘貴	親叔	一〇〇
380	翟宝	商河県	副千戸	〃	翟旺↓翟貴	〃	八九
379	孫大経	邳州	〃	〃	孫榮↓孫福	〃	八八
378	劉宗	豊潤県	〃	〃	劉旺↓劉安	親弟	八一
377	趙銳	河間県	〃	〃	趙鑑↓趙能	親叔	六八
376	楊福	蒲圻県	〃	〃	楊喜↓楊俊	〃	六七
375	寧文	山後人	〃	〃	寧興↓寧貴	嫡長男	三三
374	楊鎮	樂亭県	雲川衛百戸	〃	楊昇↓楊剛	親弟	七二—三二

395	陳玉	山陽県	正千戸	〃	陳亮↓陳玉	〃	二二五
396	王玉	武定州	副千戸	〃	王敬↓王玉	堂兄	二二九
397	張福	河内県	〃	〃	張俊↓張福	嫡長男	二三〇
398	鄭鑑	獻県	百戸	〃	鄭鐸↓鄭鑑	親弟	二三三
399	袁信	濟源県	〃	征傷	袁信↓袁成	嫡長男	二三五
400	季全	海門県	副千戸	征進未回	季春↓季全	親弟	二四〇

二 親征軍と地方軍

検出した事例件数は、四〇〇例である。これは前稿「土木の変と親征軍」において東洋文庫所蔵衛選簿に依拠して検出した六十三事例に比べると、六、三倍に当たる。しかも、前稿においては地方軍のみならず、親征軍に編制された土木の変に遭遇した北京の親軍衛・京衛とその衛所官も含めた数である。それを差し引けば、「親征軍中地方軍関係表」で検出した事例数は一段と網羅的になったといえるであろう。以下においては、かかる四〇〇例を在外衛所・王府護衛・護陵衛・南京京衛に分けて、それぞれの参陣状況をみていくことにする。

(一) 在外衛所

在外衛所は、前述したように、左右中前後の五府と略称される五軍都督府の管轄下に置かれた。五府はそれに直隸する衛所もあるが、圧倒的多数の衛所は都司に統轄され、その都司は左右中前後のいずれかの都督府に統轄された。

土木の変と地方軍（川越）

そこで、正統十四年（一四四九）における英宗の親征軍に調撥編入された在外衛所の具体的名称を探るに当たり、五府それぞれにみていく。

左軍都督府 左府には直隸する衛所はなく、衛所はすべて都司に所属する。左府の場合は、浙江・遼東・山東の各都司である。その中で浙江都司に所属し、親征軍に調撥された衛所は、

a 海寧衛	169
b 觀海衛	256
c 杭州前衛	24
d 杭州右衛	257、 260
e 定海衛	125、 289

の五衛と事例総数七例を「親征軍中地方軍関係表」から検出できる。所すなわち守禦千戸所に関しては一事例もみいだしえない。

遼東都司に所属する衛所では、

a 蓋州衛	281
b 広寧左屯衛	263
c 広寧後屯衛	130
d 復州衛	112

の四衛で四事例が検出される。所については、浙江都司の場合と同じく一事例もみえない。

山東都司の衛所で親征軍に編制された事例は数多あり、衛に関して、

a 安東衛	89
b 威海衛	86、 226
c 鰲山衛	12、 214、 215、 217、 221

d 成山衛	211、	212
e 青州左衛	77、	82、126、127、128、220
f 靖海衛	243、	245、248
g 濟南衛	78、	81、95、145、219
h 登州衛	17、	76、79、83、93、94、225
i 寧海衛	91	
j 平山衛	80、	84、95、223、227
k 萊州衛	241、	247、250、251
l 靈山衛	88、	216、218、222
m 膠州守禦所	90	
n 諸城守禦千戸所	13	
o 肥城守禦千戸所	18	

と十二衛、事例総数は四十五件の多きにのぼる。所に関しては、

の三所の守禦千戸所の名と件数三事例が検出できる。

「親征軍中地方軍関係表」作成の典拠史料である衛選簿は、明代において編纂された全体からみれば、偶然に伝存したごく一部が『中国明朝档案総匯』に収載されたにすぎない。そのような偶然的残存性を勘案しても、左軍都督府管轄の衛所からは二十一の衛、三の守禦千戸所は、間違いなく正統十四年（一四四九）における親征軍に編制されたといえるであろう。

右軍都督府 本府にはここに直隸する衛所がある。それは宣州衛である。これ以外は、いずれも京師から遙けし地域に所在するすべて陝西都司・陝西行都司・四川都司・四川行都司・広西都司・雲南都司・貴州都司に所属した。まず、右府に直隸した宣州衛に関しては、

土木の変と地方軍（川越）

a 宣州衛 67、129、131、132、133、134、135、284
 と八件の事例をみいだす。

陝西都司に所属する衛所は、

a 河州衛 117

b 洮州衛 121

c 寧夏中衛 232、237

d 平涼衛 136、137、262

の四衛で七事例である。陝西行都司に関しては、

a 甘州左衛 99、150

b 甘州中衛 123

c 山丹衛 238、240

d 西寧衛 9

の四衛でかつ六事例である。一方、守禦千戸所についても、陝西都司に、
 e 文県守禦所 282副千戸
 の一事例がみられる。

以上、右軍都督府においては陝西都司・陝西行都司の二都司と直隸衛から、九衛と一所、事例総数二十二例をみいだすのみで、四川都司・四川行都司・広西都司・雲南都司・貴州都司の五都司については一事例もみられない。

中軍都督府 中府に所属の衛所は、本府に直隸する衛所と中都留守司所属と河南都司所属との三種に分かれる。直隸した衛所は、

a 金山衛 151、152、153、154、155、156、157、158

b 儀真衛 170

c	沂州衛	20
d	建陽衛	8、15
e	高郵衛	58、159、160、161、162、163、164、165、166、167、172
f	泗州衛	22、229
g	壽州衛	115
h	滁州衛	171、334
i	蘇州衛	146、147、149
j	鎮江衛	168
k	武平衛	51、52、61、65、72、73
l	揚州衛	7、10、29、50
m	廬州衛	19
n	淮安衛	57、228
p	汝寧守禦千戶所	56

と十四衛、事例の総数は多く四十五件にのぼる。所については、の一所、一件である。

つぎに、中都留守司に所属する衛所をみると、

a	懷遠衛	63、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209
b	鳳陽中衛	30、32、38、40、48
c	鳳陽右衛	279
d	洪塘湖屯田千戶所	210

となり、衛は三衛で事例総数十七件、所は一所、一件である。

河南都司の所属衛所については、

a 帰徳衛	60、75、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188
b 弘農衛	62、64、70
c 彰徳衛	285
d 信陽衛	54、71
e 睢陽衛	142
f 陳州衛	53、59、66、68、69
g 嵩臯守禦所	283

の衛所をみいだす。衛は六で事例総数三十件、所は一、事例も一である。

以上により、中軍都督府所属の衛所からは、二十三の衛名と九十二の事例件数、三の所名と三の事例件数を検出できる。換言すれば、こうした衛所が中軍都督府から英宗の親征軍に調撥されて編制され、土木の変に際し殉難したといえる。

前軍都督府 本前府においては九江衛一衛のみが直隸する。ほかはすべて湖広都司・湖広行都司・福建都司・福建行都司・江西都司・広東都司に所属した。のちに興都留守司が加わるが、正統十四年（一四四九）当時には、それは存在しない。世宗嘉靖帝は後嗣のなかった武宗正徳帝が崩御すると、外藩興王府から入り即位したが、嘉靖十年（一五三二）には興王府の在った安陸州を昇格させて承天府とし、併せて興都と呼称した。それが興都という呼称の始まりである。そして、嘉靖十八年（一五三九）にはここに興都留守司を置き、顕陵衛・承天衛（安陸衛を改称）を統轄させるとともに、嘉靖帝の父興猷王の陵墓である顕陵を守護させたのである。したがって、ここでは考察の対象からはずすことにする。

とはいえ、前軍都督府に所属する衛所で「親征軍中地方軍関係表」中にみえるのは、わずかに湖広都司に所属する、

a 靖州衛

122

と福建都司に所属する、

a 鎮海衛

224

の二衛だけであり、湖広行都司・福建行都司・江西都司・広東都司の四都司に関して、一件の事例もみいだすことはできない。

後軍都督府 前府に比べて、直隸する衛所のほか、本府に統轄される大寧都司・万全都司・山西都司・山西行都司と、京師に近い地域に設置された各都司に所属する衛所の事例はかなりの数にのぼる。

以下においては、後府直隸の衛所と大寧都司・万全都司・山西都司・山西行都司の各都司に所属した衛所名、およびその事例総数を列挙すると、つぎの通りである。

(イ) 後府直隸

a 永平衛	110、113、116、140、144、231、288、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303
b 開平中屯衛	11
c 薊州衛	5、139、253、304
d 興州左屯衛	23、286、287
e 山海衛	338
f 遵化衛	246
g 鎮朔衛	41、42、43、46
h 定辺衛	277、280
i 天津右衛	310
j 東勝左衛	141、264、265、266、267、270、271、272
k 潼關衛	55、74、233
l 德州衛	4、14、85、87、92、213、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324

土木の変と地方軍(川越)

c	高山衛	45、49、98
d	朔州衛	36
e	大同前衛	26、34、35、47
f	鎮虜衛	252、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373
g	陽和衛	27、31、33

以上の（イ）から（ホ）をみると、後軍都督府に配置された衛所においては、後府に直隸するものであれ、各都司に所属するものであれ、正統十四年（一四四九）の親征軍に関わった事例は、衛のみで、守禦千戸所の事例は一件も検出できない。それは現在伝存する衛選簿のみに依拠して事例を検出したという史料上の偏在に起因する点もあると思量されるが、三十四という衛名、一七九という事例総数の多さと比較すると、ここに一件の守禦千戸の事例をみないのは、親征軍に組み入れられた守禦千戸所が絶対的に少なかったことを反映しているのではないとも考えられる。

さて、衛名三十四、事例総数一七九である。その内訳を示すと、後府直隸の衛十五、事例七十九件、大寧都司所属衛五、事例十四件、万全都司所属衛二、事例五件、山西都司所属衛五、事例三十件、山西行都司所属衛七、事例五十一件となる。

以上、煩を厭わず、五府それぞれに親征軍の編制に際して調撥された在外衛所の剔出につとめてきたが、それらを整理すると、つぎの【表一】のごとくになる。

これによれば、衛数・事例総数ともに最も多いのは、後軍都督府である。ここに直隸した衛所と大寧都司・万全都司・山西都司・山西行都司の各都司に所属する衛所によって、衛数では三八・二％、事例では五一・一％を占めている。ついで多いのは、直隸する衛所と中都留守司所属、河南都司とからなる中軍都督府（衛数二五・八％、事例総数二六・二％）で、浙江・遼東・山東の各都司からなる左軍都督府（衛数二三・八％、事例総数一六％）がそれに次いでいる。

総計	山西都司	五	三十		
	山西行都司	七	五十一		
	小計	三十四	一七九		
		八十九	三五〇	七	七

ということとは、「親征軍中地方軍関係表」よりみたという限定付きでいえば、親征軍を編制するにあたって調撥され京師に赴き、出陣し、土木で殉難した在外衛所とその衛所官は、その多くが北直隸・山西・南直隸・山東・浙江・遼東所在のものであったといえよう。逆に陝西都司・陝西行都司・湖広都司・福建都司所在の衛所・衛所官の事例はきわめて少ない。しかしながら、それは、絶無ではなく親征軍への編制に、このように京師から遠方に位置するところからも調撥されているという興味深い事例であり、親征軍の性格を知る上で、重要な手掛かりとなる。それについては、次章でふれることにして、次節に話柄を進めることにする。

(二) 王府護衛・護陵衛・南京京衛

前節では、親軍衛・京衛とともに国軍の一翼を担う在外衛所と正統十四年（一四四九）親征軍とに関わる事例を検討した。本節では、在外衛所と同じく北京以外の地方に置かれ、固有の責務を保有している王府護衛・護陵衛・南京京衛と親征軍との関わる事例を検出し、検討したい。

王府護衛 中国歴代皇帝の主要な統治方法は郡県制であったが、その皇帝支配体制にあって、皇帝の諸子や一族（内戚）をどのように遇するか、その方法は歴代それぞれ固有の制度を施行してきた。それらを概括すれば、王号（王爵）やそれに次ぐ爵号と禄高を与えて、中央の政治・軍事等の側面で積極的に人材活用しようとする場合と皇帝権力を脅

かす存在としてそれが忌避されて活動の場から排除される場合とがあった。明朝の場合は、諸子等が出生すると爵号を与え、成人すると国内の要地に分封し、そこに王府を建てて、就藩させ（之国という）、宗室の藩邸とした。これが明代の諸王封建の制度の基本型であった。この制度によって、太祖洪武帝の時代には二十五人の諸王が生まれた。ただ、洪武帝の治世中に分封地に之国した諸子は、西安に就藩した第二子の秦王から宣府に就藩した第十九子の谷王までの十七人と桂林に就藩した従孫の靖江王であり、第二十子の韓王以下は之国は靖難の役が終息したのちの永樂六年（一四〇八）以後のことであった。（なお、之国者が十七人というのは、皇太子と夭折した第九子の趙王を除いた数である）。こうした王府には諸王が之国するにあたっては、護衛が付設された。『明史』巻七六、職官志五に、

護衛は非常を防禦するを掌り、王邸を護衛す。

と記されているように、設置目的は、本来王府を護衛するためであった。やがてその責務が大きく変わり、外征・内征にも頻繁に調撥されるようになる⁹⁾。以下の事例もその一環といえる。

a 常山左護衛	21
b 常山中護衛	148
c 常山護衛	28、120
d 成都左護衛	138

王府護衛が四箇所、事例が五例みえるが、成都左護衛を除く a 常山左護衛・b 常山中護衛・c 常山護衛の三衛については、少し疑念がある。

成都左護衛は、四川蜀王府の護衛である。本王府は太祖洪武帝の第十一子として生まれた朱椿が之国したことに始まる。本王府における護衛返上の問題については、すでに検討したので¹⁰⁾、さらに贅語を重ねることにしない。ただ、ごく簡単にふれると、蜀王友埉が成都三護衛の中から成都中護衛と右護衛の二護衛の返上を申し出たのは、宣徳六年